

令和7年2月26日
教 育 総 務 課

教育長臨時代理の報告（区議会提出議案に関する意見聴取（教育総務課所管分））

1 主旨

条例の一部改正案を区議会に提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき区長から教育委員会の意見を求められたが、緊急に処理する必要があり、かつ教育委員会が招集されるいとまがなかったため、世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則第2条の2の規定に基づき、教育長の臨時代理により回答したので報告する。

2 臨時代理した事項

(1) 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例

世田谷区長等の給料等に関する条例の改正に伴い、旅費の額を「副区長」相当から「区長及び副区長」相当に改める。

(2) 世田谷区教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例

世田谷区長等の給料等に関する条例の改正に伴い、旅費の額を「副区長」相当から「区長及び副区長」相当に改めるとともに、旅費の種類を変更する。

3 臨時代理の内容

別紙「区議会提出議案に関する意見聴取について（回答）」のとおり。

6世教総第434号

令和7年2月17日

世田谷区長 あて

世田谷区教育委員会

教育長 知久 孝之

区議会提出議案に関する意見聴取について（回答）

令和7年2月14日付6世総第664号により依頼のあった標記の件について、世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則第2条の2により、教育長の臨時代理により決定し下記のとおり回答します。

記

1 議案名

- (1) 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 世田谷区教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

2 意見

異議なし

担当 教育総務課調整係

鈴木 内線2745



6世総第664号
令和7年2月14日

世田谷区教育委員会
教育長 知久 孝之 様

世田谷区長 保坂 展人

区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」第29条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

記

1 案件名

- (1) 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 世田谷区教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

2 案文

別紙のとおり

3 提案議会

令和7年第1回世田谷区議会定例会

4 回答期限

令和7年2月17日（月）

5 担当

総務部総務課総務係 齋藤 内線2064

議案第 号

世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区長等の給料等に関する条例の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるため、本案を提出する。

世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和47年6月世田谷区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「副区長」を「区長及び副区長」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第3条第2項の規定は、令和7年4月1日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例 昭和47年6月30日条例第22号</p> <p>第1～2条（省略） （旅費）</p> <p>第3条 教育長が公務により旅行するときは、順路により旅費を支給する。</p> <p>2 旅費の種類は、区職員の例により、その額は、世田谷区長等の給料等に関する条例（昭和47年6月世田谷区条例第19号）の規定により <u>区長及び副区長</u>が受ける額に相当する額とする。</p> <p>第4～6条（省略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の第3条第2項の規定は、令和7年4月1日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</u></p>	<p>○世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例 昭和47年6月30日条例第22号</p> <p>第1～2条（省略） （旅費）</p> <p>第3条 教育長が公務により旅行するときは、順路により旅費を支給する。</p> <p>2 旅費の種類は、区職員の例により、その額は、世田谷区長等の給料等に関する条例（昭和47年6月世田谷区条例第19号）の規定により副区長が受ける額に相当する額とする。</p> <p>第4～6条（省略）</p>

議案第 号

世田谷区教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 旅費の種類を変更するとともに、世田谷区長等の給料等に関する条例の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるため、本案を提出する。

世田谷区教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月世田谷区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料及び渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費」に、「副区長」を「区長及び副区長」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第5条第2項の規定は、令和7年4月1日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

世田谷区教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和31年10月1日条例第19号</p> <p>第1～4条（省略） （費用弁償）</p> <p>第5条 委員が会議に出席したとき又は公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費</u>及び<u>渡航雑費</u>の8種とし、その額は、世田谷区長等の給料等に関する条例（昭和47年6月世田谷区条例第19号）の規定により<u>区長及び副区長</u>が受ける額に相当する額とする。</p> <p>3 旅費の支給方法は、区職員の例による。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の第5条第2項の規定は、令和7年4月1日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</u></p>	<p>○世田谷区教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和31年10月1日条例第19号</p> <p>第1～4条（省略） （費用弁償）</p> <p>第5条 委員が会議に出席したとき又は公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料、食卓料</u>及び<u>渡航手数料</u>の8種とし、その額は、世田谷区長等の給料等に関する条例（昭和47年6月世田谷区条例第19号）の規定により副区長が受ける額に相当する額とする。</p> <p>3 旅費の支給方法は、区職員の例による。</p>